

分別収集のあり方について

1. 市町村及び事業者の責任範囲の見直し

現行の容器包装リサイクル法における拡大生産者責任の範囲を拡大し、現在市町村が税を財源として実施している分別収集・選別保管についても事業者に責任を課すことが必要であるとの意見があるが、これについてどのように考えるか。

* 市町村及び事業者の現行制度における費用負担の状況を見ると、市町村による容器包装廃棄物の分別収集・選別保管には、現在約 3000 億円（平成 15 年度、以下同じ）の費用がかかっているものと推計される。

このうち、容り法施行後に分別収集を実施した容器包装の分別収集・選別保管費用と、当該容器包装廃棄物を現在も可燃ごみ・不燃ごみとして処理した場合の費用を比較すると、法施行後に約 380 億円の追加的な費用が市町村にかかっているものと推計される。

また、特定事業者の再商品化には約 400 億円の費用がかかっている。

拡大生産者責任（EPR）の観点から、どのような責任分担が適切か。

論点

我が国における他のリサイクル法制や諸外国におけるリサイクル法制を参考にしつつ、容器包装リサイクル法における拡大生産者責任のあり方についてどのように考えるか。（資料 4 の 1）

一方で、市町村の責任・役割のあり方についてどのように考えるか。

排出抑制を進める観点から、どのような責任分担が適切か。

論点

現行の拡大生産者責任を徹底することは、事業者に対してさらに排出抑制の努力を促すインセンティブとなりうるか。

市町村における家庭ごみの有料化との関係をどのように考えるか。

分別収集を促進する観点から、どのような責任分担が適切か。

論点

現行の拡大生産者責任を徹底することにより、分別収集はより促進され得るか。

社会全体の容器包装廃棄物の処理に係るコストをできる限り低減する観点から、どのような責任分担が適切か。

論点

責任分担の見直しは、分別収集・選別保管・再商品化等のコストに対して、どのような影響を及ぼし得るか。

市町村コストの透明化・効率化をどのように促進するか。

論点

今後、市町村が容器包装廃棄物処理に費やしているコストについて、どのように算出・公表を行うべきか。

本年2月の中央環境審議会意見具申に記述のあるとおり、国において、各市町村の一般廃棄物処理事業に係るコスト分析に関する諸課題を検討し、標準的な分析手法を提案していくべきであり、この分析方法に基づいて算出されたコストを開示していくことが望ましいと考えられるが、この点につきどう考えるか(資料4の2)。

また、第三者等による市町村コストの検証が、透明化及び効率化に有効との意見があるが、これについてどう考えるか。

どのような方法で市町村の分別収集・選別保管に係るコスト削減・効率化を図るべきか。例えば、事業者が費用を負担することにより、自治体の処理コストは効率化されると考えられるか。

最も効率的に作業を行った場合(いわゆるベストプラクティス又はトップランナーのケース)の市町村の分別収集・選別保管に係る費用を算定し、これを他の市町村のモデルとすることは可能か。

地域間の条件の差(収集量、一出動当たりの積載量、道路の混雑度、積雪量等)をどのように考えるか。

特定事業者のコストに係る製品への転嫁について

論点

現行の税による負担を消費者の負担に転換して負担の公平化を図るためには、事業者による追加的負担の製品価格への転嫁が必要との意見があるが、これについてどう考えるか。

仮に事業者がコストを価格に転嫁しても、容器包装についてはその絶対額が小さく消費者による容器包装の選好を左右するまでの経済的インセンティブにはならないとの指摘があるが、これについてどのように考えるか。

転嫁したコストについて、表示等により消費者に開示することが可能か。

価格転嫁を行う場合、事業者と消費者の負担の公平化を図る観点から価格転嫁が必要であることを政府が積極的に普及啓発していくべきとの意見があるが、どう考えるか。

仮に分別収集・選別保管についても事業者に責任を課すとしても、具体的にどのような責任の果たし方が考えられるか。

論点

事業者自らによる分別収集・選別保管は可能か。また、事業者がすべての責任を負い市町村等に実際の業務を委託するとの案もあるが、これについてどう考えるか。これらの場合、市町村の責任・役割はどのようになるのか。引き続き市町村が分別収集・選別保管を行いつつ、事業者がその費用の一部を負担するという方式は可能か。この場合、負担する額をどのようにして算定するのか。また、市町村業務の透明化・効率化をどのようにして担保するか。

2. 分別基準適合物の品質向上

分別基準適合物の品質向上について

現状・問題点

現行の分別基準適合物は異物の混入等により品質が低い物も多く、また、そういったものまで(財)日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)が引き取っていることから、適切な再商品化に悪影響を与えている。

対応の方向

「容器包装廃棄物の分別収集に係る省令」を改正し、分別基準適合物に係る要件として異物の混入率を定める等の措置が必要ではないか。

また、協会は、分別基準適合物に該当しない容器包装について引取りを拒否する等、運用の厳格化を図ることが適切ではないか。

検討課題

分別基準適合物の品質向上のインセンティブとしてどのような対策が考えられるか。協会に引取りを拒否された分別基準適合物に該当しない容器包装については、どのように処理することが適切か。

スプレー缶の取扱について

現状・問題点

スプレー缶等については、市町村が充填物の除去を確認しつつ分別収集することは困難であるため、リサイクルが円滑に進まない状況。

また、回収時に充填物が残っているスプレー缶が一般ごみ等と混合収集されるような場合、火災が発生するケースも生じており、より安全な収集が確保されることが必要。

対応の方向

市町村が収集したスプレー缶等は、内容物の有無にかかわらず、製造事業者自らの責任によりリサイクルする体制を構築することが必要ではないか。

検討課題

スプレー缶を製造事業者自らの責任でリサイクルする場合にはどのような仕組みが必要か。

3 . 店頭回収や集団回収の位置づけ

現状・問題点

容器包装廃棄物の店頭回収や集団回収の取組については、現在のところ容器包装リサイクル法に位置付けられているものではないが、住民の意識向上や環境教育の観点から有益であるものと考えられる。

具体的に現在進んでいる取組としては、スーパーマーケット等の小売店における白色トレイの自主的な回収や住民活動、学校等による古紙等の資源回収の一環としての牛乳パックの自主的な回収等が中心となっている。

対応の方向

店頭回収や集団回収をさらに促進するための仕組みが必要ではないか。

検討課題

事業者による店頭回収や、地域住民による集団回収をさらに進めるため、具体的にどのような支援措置が考えられるか。